

酒税法等の改正のあらまし (令和5年度税制改正)

令和5年4月
〔令和5年6月一部補記〕

国 税 庁

酒税に関する租税特別措置の概要(改正前の制度)

租特87条(中小特例)

- 概要
一定の要件を満たす清酒等※の製造者について、当年度の課税移出数量のうち200klまでのものに係る酒税を軽減
- ※ 清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎・単式蒸留焼酎、果実酒、発泡酒(麦芽比率50%未満のものに限る。)
- 制度創設趣旨
級別制度の廃止や酒類間の税負担格差の縮小に伴う税負担の大幅な上昇による影響緩和
- 適用期限 令和5年3月31日
- 軽減割合

製造規模 (前年度課税数量)	1,000kl未満	1,000kl超 1,300kl未満	1,300kl超
清酒・焼酎等	20%	10%	適用なし
果実酒	28.9%	20%	
発泡酒 (麦芽比率50%未満)	10%	5%	

租特87条の4(地ビール特例)

- 概要
一定の要件を満たすビールの製造者※について、当年度の課税移出数量のうち200klまでのものに係る酒税を軽減
- ※ 令和3年4月から令和5年3月末までの間に初めてビールの免許を受けた者 免許取得日から5年間
- ※ 令和3年3月31日以前に製造免許を取得した者
- 制度創設趣旨
小規模なビール製造業への参入の促進及び創業期の経営基盤の強化に資する観点から措置
- 適用期限 令和5年3月31日
- 軽減割合

製造規模 (前年度課税数量)	1,000kl未満	1,000kl超 1,300kl未満	1,300kl超
ビール	15%	7.5%	適用なし

震災特例法43条(被災酒類製造者に対する清酒等の特例)

- 概要・軽減割合 租特87条の上乗せ措置。東日本大震災により甚大な被害を受けた製造者は、一定の要件の下、租特87条の規定により計算した金額に加えて6.25%(実質5%)を軽減
- 適用期限 令和5年3月31日

改正前の制度に対する指摘と税制改正に向けた議論

租特87条（中小特例）

- ・ 清酒等の税率の引下げにより酒類間の税負担の差は縮小されており、増税による激変緩和という当初の目的は30年以上経過し希薄化

租特87条の4（地ビール特例）

- ・ 制度創設から15年以上経過し、創業期をはるかに超えた事業者による適用が散見。
- ・ ビールの税率の引下げにより、地ビール業者の税負担が軽減

- 主税局から、制度創設時の目的は既に達成、制度の役目は終えているとの指摘
- 会計検査院から、今後、検証の内容をより一層充実させ、その検証結果に応じて、政策の実効性を高め、国民に対する説明責任を果たしていくことが必要との指摘

制度をめぐる様々な指摘を踏まえ、税制改正に向けた意見交換会を設置し議論※

※ 酒類業中央団体連絡協議会加盟の製造6団体が参加（令和3年1月以後25回開催）。

酒類業中央団体連絡協議会『令和5年度税制改正等に関する要望書』

第2 租税特別措置法第87条等の見直しについて

酒類が担税物資として高額な税負担を長年担ってきた歴史的な背景や最近の酒類業者の経営実態を考慮し、令和5年3月末で期限切れとなる租税特別措置法及び震災特例法に規定する酒税の税率の特例について、コロナ禍の影響による需要の減少や種々の環境を踏まえ、実質的な措置内容の継続・拡充とともに、小規模な酒類製造者の事業拡大や経営改善等を促し、収益基盤の確保等を図ることに資するものとなるようにしてもらいたい。

承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設(令和5年度改正)

経営基盤の強化に資する施策を計画・実施する意欲的な酒類製造者に対する新たな酒税の税率の特例措置を創設する。

<改正前(租特87条・87条の4・震災税特法43条)>

<改正後(租特87条・87条の4・震災税特法43条の廃止⇒新制度の創設)>

対象

(制度趣旨)
酒税増税による
激変緩和措置等

増税のあった7品目

- 清酒 
- 合成清酒 
- 単式・連続式 
- 蒸留焼酎 
- 果実酒 
- ビール 
- 発泡酒 

適用対象者・軽減措置

【適用対象者】

対象品目ごとの前年度課税
移出数量が1300kℓ以下の
中小規模の酒類製造者

※1300kℓを超え
ると軽減の対象外



【軽減措置】

品目ごとの軽減税率
品目や製造規模に応じて、
10%~28.9%を軽減

※1000~1300kℓの品目は軽減率
を半減(清酒の例:20%→10%)

※対象品目の年間の課税移出数量
が200kℓまでのものに限定適用

対象

「品目」から「製造
者」に着目した制
度に移行

中小企業者が
製造する全品目



適用対象者・軽減措置

【適用対象者】(以下の要件をいずれも満たす者)

- ・前年度総課税移出数量が3000kℓ以下の者(資本金等3億円超かつ従業員300人超の法人等を除く。)
- ・経営基盤の強化のための事業計画書を提出し、特例の適用を受けるための承認を受けた酒類製造者

【軽減措置】製造者単位の減税(最大1400万円)

酒税累計額	軽減割合※
5000万円以下	20%
5000万円超~8000万円以下	10%
8000万円超~1億円以下	5%

※いずれか一の品目の前年度課税移出数量が次の数量の者は、次の割合を上記軽減割合に乗じた軽減割合とする。

400kℓ超1000kℓ以下	1000kℓ超1300kℓ以下	1300kℓ超
75%	50%	25%

<円滑に新制度へ移行するための経過措置>

新制度の適用(R6. 4. 1~)により税負担が増える酒類製造者は、改正前の制度の軽減税率に次の割合を乗じた軽減税率を適用可能

* R5~R8年度:100%、R9年度:90%、R10年度:80% (R6年度以後は事業計画書を提出し、特例の適用を受けるための承認を受ける必要)

令和4年12月16日 自由民主党・公明党『令和5年度税制改正大綱』第1章(抜粋)

3. 地域における活力と安全・安心な暮らしの創造

(2) 酒税の特例措置の見直し

酒類市場は、大規模事業者による酒類が市場全体の大半を占めるという特殊な環境にある中で、地域で多様な酒類を製造している意欲的な中小事業者を存続させていくことは、多様化する国内外の消費者ニーズに対応することで酒類業の健全な発達を図り、ひいては酒税を保全する観点からも重要である。

このような点を踏まえ、地域性などを踏まえた多様な酒類の製造などに積極的に取り組み、酒類業の健全な発達に寄与する中小事業者に対して支援を行う観点から、新たな酒税の軽減措置を講ずる。あわせて、現行の酒税の特例措置は廃止し、新たな特例措置への移行に伴う激変緩和のための経過措置を講ずる。

旧租特法87条・87条の4と新租特法87条との比較(ポイント)①

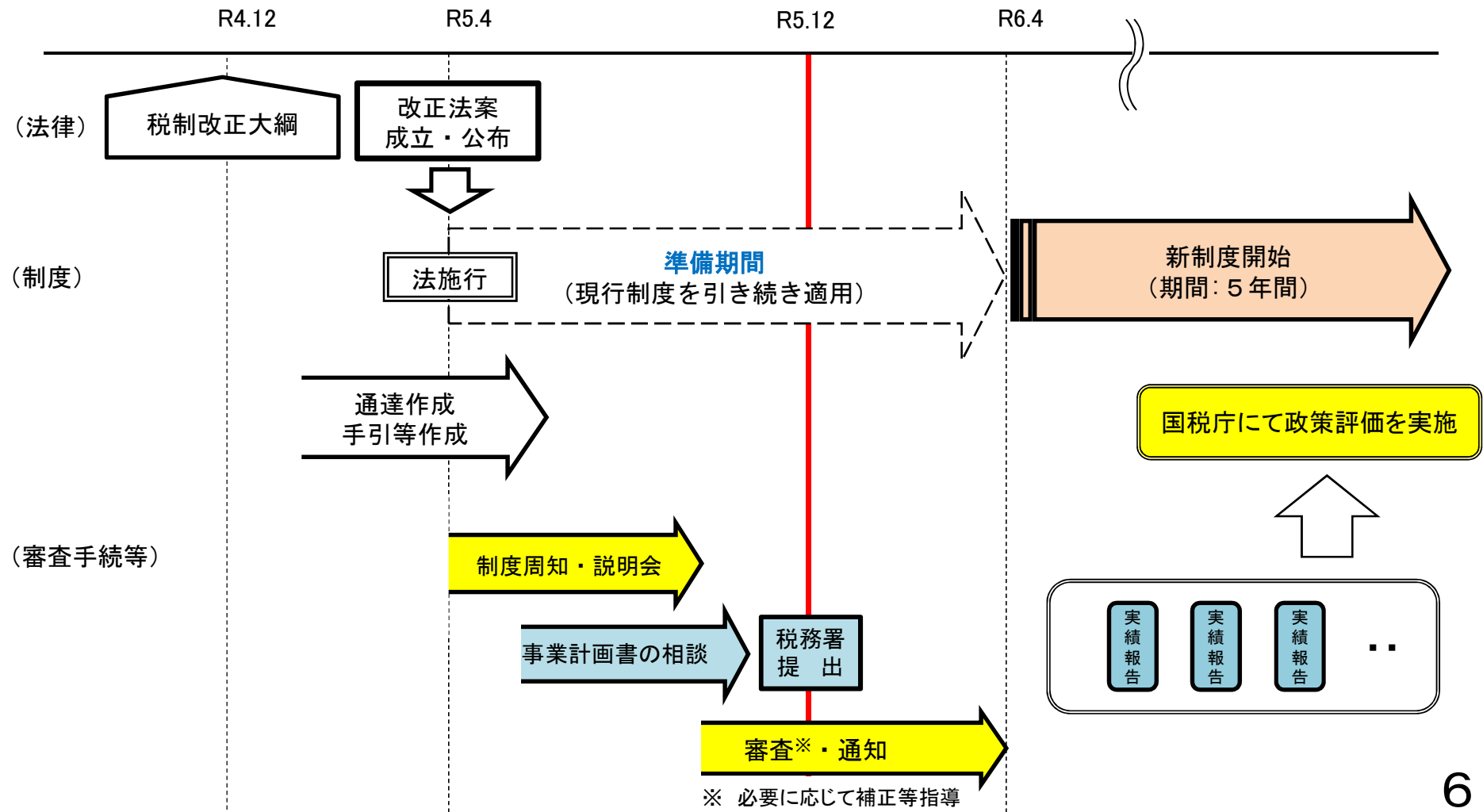
	新租特法87条	旧租特法87条	旧租特法87条の4
創 設 年	令5税改	平元税改	平15税改
目 的	地域性などを踏まえた多様な酒類の製造などに積極的に取り組み、酒類業の健全な発達に寄与する中小企業者の支援	級別制度の廃止や酒類間の税負担格差の縮小に伴う税負担の大幅な上昇による影響緩和	小規模なビール製造業への参入促進及び創業期の経営基盤の強化
対 象 品 目	承認酒類製造者が製造する全品目※ ※ 製造免許を受けている酒類と同一の品目のものに限る。	清酒、単式蒸留焼酎、連続式蒸留焼酎、果実酒、合成清酒、発泡酒(麦芽比率50%未満)、ビールの7品目	
適 用 要 件 (参考2～5頁)	(以下の要件をいずれも満たす製造者) ① 事業計画書を作成し、承認を受けた者(承認酒類製造者) ② 企業規模要件:特定大法人・みなし大企業等に該当しないこと ③ 生産規模要件:前年度の総課税移出数量が3,000kℓ以下であること(完全支配関係がある者※の数量を含む。) ※ 令和5年3月31日以前から引き続き完全支配関係がある者を除く。 ④ 欠格事由非該当(酒税滞納処分等)	(以下の要件をいずれも満たす製造者) ① 生産規模要件a:前年度の課税移出数量が1,300kℓ以下(品目別に判定) ② 生産規模要件b:前年度の総課税移出数量が10,000kℓ以下	

旧租特法87条・87条の4と新租特法87条との比較(ポイント)②

	新租特法87条	旧租特法87条	旧租特法87条の4														
軽減内容	全ての品目に係る酒税の納付税額に応じ、一定の金額までの酒税を軽減	当年度の課税移出数量のうち200kℓまでの対象品目の酒税をそれぞれ軽減															
軽減割合 (参考6頁)	<p>以下の「酒税累計額」の区分に応じ、段階的に軽減割合を縮減</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>酒税累計額</th> <th>軽減割合 ※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5000万円以下</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>5000万円超～8000万円以下</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>8000万円超～1億円以下</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ いずれか一の品目の前年度課税移出数量が次の数量の者は、次の割合を上記軽減割合に乗じた軽減割合。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>400kℓ超1000kℓ以下</th> <th>1000kℓ超1300kℓ以下</th> <th>1300kℓ超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75%</td> <td>50%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>	酒税累計額	軽減割合 ※	5000万円以下	20%	5000万円超～8000万円以下	10%	8000万円超～1億円以下	5%	400kℓ超1000kℓ以下	1000kℓ超1300kℓ以下	1300kℓ超	75%	50%	25%	<p>5%～28.9%</p> <p>※ 品目及び前年度の課税移出数量により異なる</p>	<p>7.5%～15%</p> <p>※ 前年度の課税移出数量により異なる</p>
酒税累計額	軽減割合 ※																
5000万円以下	20%																
5000万円超～8000万円以下	10%																
8000万円超～1億円以下	5%																
400kℓ超1000kℓ以下	1000kℓ超1300kℓ以下	1300kℓ超															
75%	50%	25%															
経過措置 (参考7・8頁)	<p>選択により、旧租特法87条・87条の4の軽減割合に、次の表の期間に応じ、それぞれ次の割合に乗じた税率を適用可能。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>令和6年4月1日～ 令和9年3月31日</th> <th>令和9年4月1日～ 令和10年3月31日</th> <th>令和10年4月1日～ 令和11年3月31日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100%</td> <td>90%</td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 旧制度選択届出書を提出。適用を受けるためには、新特例と同様、事業計画書・実績報告書の提出が必要。</p>	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日	令和9年4月1日～ 令和10年3月31日	令和10年4月1日～ 令和11年3月31日	100%	90%	80%	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、廃止前の旧租特法87条及び87条の4の規定は、引き続き適用可能。									
令和6年4月1日～ 令和9年3月31日	令和9年4月1日～ 令和10年3月31日	令和10年4月1日～ 令和11年3月31日															
100%	90%	80%															

税制改正法を踏まえたスケジュール(イメージ)

- 改正前の制度は、R5年3月31日に適用期限の到来をもって廃止。R5年4月1日から新制度が施行。
- **準備期間**として、R5年4月1日から1年間は、改正前の制度と全く同じ特例が引き続き適用される。
- R6年4月1日から新制度の適用を受けるためには、酒類製造者は、事業計画書を作成し、R5年12月31日までに税務署に申請をする必要がある。



新制度適用の申請①

新租特法87条

- 新制度は、酒類業の健全な発達に資する取組を行う中小事業者に対して支援を行う観点から設けられた制度。
- 適用を受ける酒類製造者は、申請書に事業計画書等必要な書類を添付し税務署長の承認が必要（承認酒類製造者）。

【承認酒類製造者】
(4項1号)



- ① 「承認酒類製造者」の申請書+事業計画書の提出〔5項〕【e-Tax】（8・9頁参照）
- ② 承認又は却下（①の提出から3か月以内）〔6項〕
- ③ 毎月の納税申告書（適用酒類*について、軽減措置を適用）〔1項〕【e-Tax】
- ④ 目標の達成状況などを記載した書面（いわゆる実績報告書）を提出（12頁参照）
（毎年度、翌5/31までに提出。未提出は特例の適用不可）〔7項〕【e-Tax】



* 「適用酒類」は、製造免許を受けた酒類と同一の品目のもの等、新制度で軽減の対象となる酒類をいう。

軽減措置の適用対象者となるための要件

(以下の要件をいずれも満たす者)(1・3項)

- ・ **承認酒類製造者**
- ・ 前年度の総課税移出数量が3,000kl以下
- ・ 資本金3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人
※ みなし大企業は対象外
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の個人
- ・ 酒類の製造免許を受けている(試験免許のみの場合を除く) 等

新制度の適用対象外となる製造者の詳細は参考3~5頁参照。

事業計画書

酒類業の健全な発達に資する取組等を事業計画書に記載し提出

事業計画書の記載から取組を適正かつ確実に行うことができると認められる=承認

事業計画書に記載する目標例については、9頁参照。

新制度適用の申請②

新租特法87条5項・6項

- 申請書には、欠格要件に該当しない旨の「要件誓約書」と「事業計画書」を添付し、税務署長に提出する。
- 税務署長は、当該申請があつた日の翌日から起算して3か月以内に審査を行い、申請の承認又は却下をする（初回承認は、令和5年中に提出があつたものについては、令和6年3月31日までに審査）。

【基本的な考え方】

- ① 税務署長は、申請者が却下事由に該当しないことを確認し、承認する(参考2頁参照)。
- ② 酒類製造者は、事業計画書に記載する個々の目標について、個々の事業規模（酒税軽減額）を意識し、それに見合う事後的に客観的な評価が可能な目標を設定する(9頁参照)。
(注1) 事業計画書に記載する目標は、その酒類製造者にとって「経営基盤の強化に繋がるか」という観点から記載。
(注2) 5年間の中期的な期間を想定した目標を設定（複数の目標設定も可能）。
- ③ 税務署は、個々の酒類製造者から目標設定に関する相談があつた場合、酒類製造者にとって有為な内容となるよう、アドバイスする。

【申請書類のイメージ】

新制度適用承認申請書

令和●年●月●日

●●税務署長

住所 ×××
製造者名 ×××

租税特別措置法第87条4項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

(別紙1)

要件誓約書

住所 ×××
製造者名 ×××

私(及び法定代理人)は、租税特別措置法第87条6項各号の欠格要件に該当しないことについて誓約します。

署名 ▲▲▲

(別紙2)

事業計画書

住所 ×××
製造者名 ×××

計画期間
目標
目標達成するための措置
その他の事項

事業計画書に記載する目標例

1. 商品単価を令和10年度末までに●%向上させる。具体的には、熟成による高付加価値化や既存商品のプレミアム化を実施する。
2. 醸造技術の向上の観点から、国内外の複数の品評会に参加する。毎年1つ以上入賞することにより、商品のブランド化に結び付け売上を●%増やす。
3. 外国語が堪能な人材を雇用し、輸出向けの商談会等に年1回参加。新しい販路を開拓し、輸出金額を令和5年度比で●%増やす。
4. 製造工程の効率化により、生産コストを令和5年度比で●%引き下げ、従業員の賃金アップに回す。
5. コロナ禍により販売数量が毎年●%程度減少している。事業継続の観点から、コロナ禍前の販売数量(●キロリットル)への回復を図るため、社長自ら取引先を年●回訪問し、取引基盤の強化・拡大を行う。
6. 遊休蔵を酒蔵ツーリズムの拠点として整備し、蔵を訪れる観光客数の●%増を目指す。
7. 教育機関と連携した職業体験を年1回実施し、若年層やUターン者の採用につなげ、地元の雇用を●人に増やす。
8. 地元産原料の使用割合を●%に高める。軽減額相当の購入金額の増加を図り、地域貢献を行う。
9. SDGsの観点や、将来にわたって仕込み水を安定確保するため、水源林の維持活動に参画する。具体的には、酒類の販売の際、1本当たり●円の寄付(総額◆円)を行い、企業のイメージアップを図る。

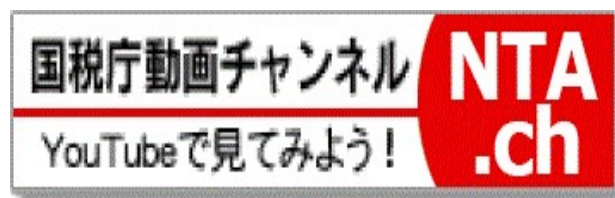
※ 上記はあくまでも例示です。

事業計画書の作成に対する支援

税制改正の周知・広報

全ての酒類製造者が税制改正の内容を理解できるよう、時間を問わず視聴できる講義動画を国税庁ホームページで公開。

※ <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/sozei/index.htm> に税制改正関連ページを掲載中。



<前編動画>



<後編動画>



法改正説明会・事業計画書の作成セミナー

組合員や協会員等の利益を図るために組織された酒類業関係団体と連携し、法改正に関する説明会や事業計画書作成セミナー等を実施。

※ 事業計画書の作成に資するよう、各団体の協力の下、事例集を作成予定。

軽減規模の把握・サポート

個々の事業者の事業規模に応じた酒税の軽減額が推計ができるよう、国税庁において「新制度軽減額計算表」を作成し、国税庁ホームページで公表予定。

例えば、経過措置における旧制度選択届出書の提出に当たり、旧制度を選択すべきかどうか、その判断材料として活用することが可能。

- 酒類製造者は、事業計画書に記載した「目標の達成状況その他必要な事項」を記載した書面（実績報告書）を軽減税率適用年度の翌年度（X+1年度）の5月31日までに税務署長に提出。
- 期日までに実績報告書の提出が無い場合には、原則、軽減税率適用年度（X年度）の軽減措置の適用は不可。

【基本的な考え方】

- ① 目標達成が望ましいが、必要な取組を行った結果であることが分かれば、単に目標未達成を理由に税務署長が承認を取り消すことはない。
- ② 実績報告書作成の事務負担が極力少なくなるよう、既存の酒類業実態調査の回答も活用（当該調査の提出により、実績報告書に必要な項目の一部を提出したものとして取り扱う）。

【実績報告書のイメージ】

実績報告書

令和●年●月●日

●●税務署長

住所 ×××
製造者名 ×××

租税特別措置法第87条7項の規定に基づき、同項の規定に基づき報告します。

目標の達成状況
必要記載事項
◎◎◎
▲▲▲（記載不要）
■ ■ ■（記載不要）

酒類業実態調査

住所 ×××
製造者名 ×××

×××
○○○
△△△
□□□

参 考 資 料

資料1	その他新制度に関連する参考資料	参考1～9
資料2	輸出酒類販売場制度の見直し(令和5年度改正)	参考10
資料3	酒税率の改正・手持品課税等(平成29年度改正)	参考11・12

新特例(中小特例・地ビール特例)に関する事項は青字、震災特例法に関する事項は緑字

<本則>

第10条 租税特別措置法の一部改正

- ① 租税特別措置法第87条(清酒等に係る酒税の税率の特例)の全部を改正する旨規定
- ② 租税特別措置法第87条の4(ビールに係る酒税の税率の特例)を削除する旨規定

第16条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正

- ① 震災特例法第43条を削除する旨規定

<附 則>

第1条 施行期日

- ① 原則、令和5年4月1日から施行する旨規定。
- ② 附則第56条第1項から第5項までは、令和6年4月1日から施行する旨規定。

第54条 清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置

第55条 ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置

第56条 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例に関する経過措置

第63条 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置

○ 酒類製造者から提出された事業計画書の審査に当たって、次の事実^①に該当する場合には、その申請を却下する。

〈却下要件①〉 申請書又は事業計画書に**不備又は不実の記載**がある場合 等

- ex) 必要書類が揃っていない場合や、虚偽の事実に基づいて申請書又は事業計画書を作成したと認められる場合は、却下する。
- ex) 申請書が提出され、その後税務署からの補正等の指導に対応し事後的に要件を具備した場合には、承認する。

〈却下要件②〉 承認を**取り消された日から1年**を経過するまでの者

- ex) 承認が取り消され、1年以内に申請があった場合は、却下する。

〈却下要件③〉 申請前2年内において**酒税の滞納処分**を受けた者

- ex) 国税徴収法47条の規定に基づき、財産を差し押さえられた場合は、却下する。
- ex) 一時的に酒税を滞納し、差し押さえ前に納付した場合には、承認する。

〈却下要件④〉 **酒類製造免許の取消要件**の一部に該当する者

- ex) 酒税法10条3号から5号まで(法定代理人・支配人の欠格事由)に該当する場合は、却下する。
- ex) 酒税法10条7号から8号まで(国税・地方税・組合法による罰金刑、通告処分を受けた者、飲酒関連規制法犯による刑罰を受けた者、禁固刑を受けた者等)に該当する場合は、却下する。

〈却下要件⑤〉 **公正取引基準違反等**に該当する者

- ex) 酒類業組合法86条の3に基づき定められた公正取引基準に違反(命令)した場合は、却下する。

1. 企業規模要件

規模の大きい酒類製造者(特定大法人に完全に支配されている者等を含む)は、新租特法87条の規定の対象外

〈第1号〉 軽減税率適用年度の前年度の末日において常時使用する従業員の数が300人を超える個人

〈第2号〉 軽減税率適用年度の前年度の末日において資本金の額又は出資金の額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える法人(特定大法人)

〈第3号〉 軽減税率適用年度の前年度の末日において特定大法人との間に当該特定大法人による完全支配関係がある法人(みなし大企業) ⇒参考4頁参照

〈第4号〉 軽減税率適用年度の前年度の末日において、法人との間に完全支配関係がある全ての特定大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定大法人のうちいずれか一の特定大法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の特定大法人と当該法人との間に当該いずれか一の特定大法人による完全支配関係があることとなるときの当該法人(3号に掲げる法人を除く。)(みなし大企業) ⇒参考4頁参照

2. 免許による制限

新租特法の趣旨を踏まえた要件

〈第5号〉 酒税法第7条1項の規定により製造免許を受けている者以外の者(製造免許を有しない者)

〈第6号〉 酒税法7条3項(4号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けて同条1項の規定により製造免許を受けている者であって、当該製造免許以外の酒類の製造免許を受けていない者(試験製造免許のみを有する者)

3. 欠格事由

新租特法の趣旨を踏まえた要件

〈第7号〉 軽減税率適用年度の前年度の末日以前2年内において酒税の滞納処分を受けた者

〈第8号〉 酒税法10条3号から5号まで又は7号から8号までに規定する者(免許の取消事由に該当する製造者)

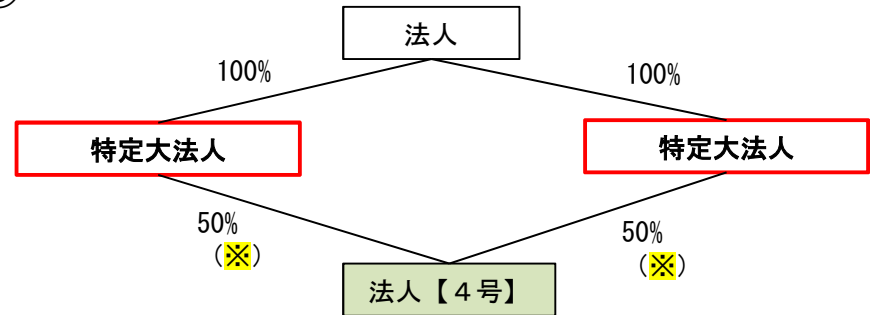
〈第9号〉 酒類業組合法84条2項又は86条の4の規定による命令に違反した者

- 規模の大きい酒類製造者が直接に又は持株構造の中で支配する法人については、支配される側の法人自身が小規模であっても、実質的には支配する側の規模の大きい酒類製造者と同視し得るものとして、特例の適用を制限するために設けられた規定。
 - 特定大法人からの支配関係が「縦に」降りて来る場合には、第3号要件に該当（下図①②）。
 一の法人が直接支配している特定大法人を通じて支配している法人は、第4号要件に該当する（下図③）。
- ※ 下記④のケースのように、第3号要件と第4号要件のいずれにも該当する場合は、第3号要件となる。

①

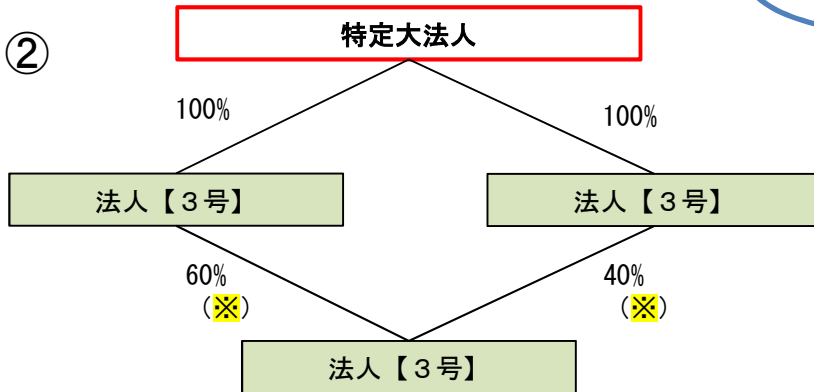


③

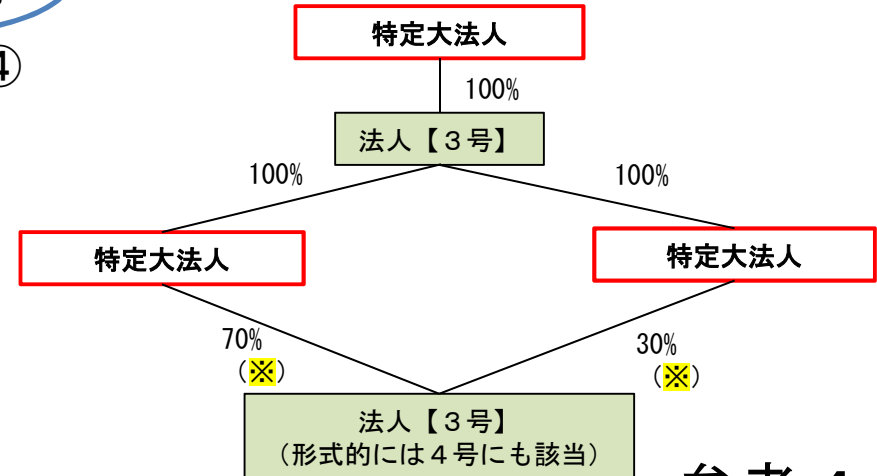


※ 割合の配分は問わない。

②



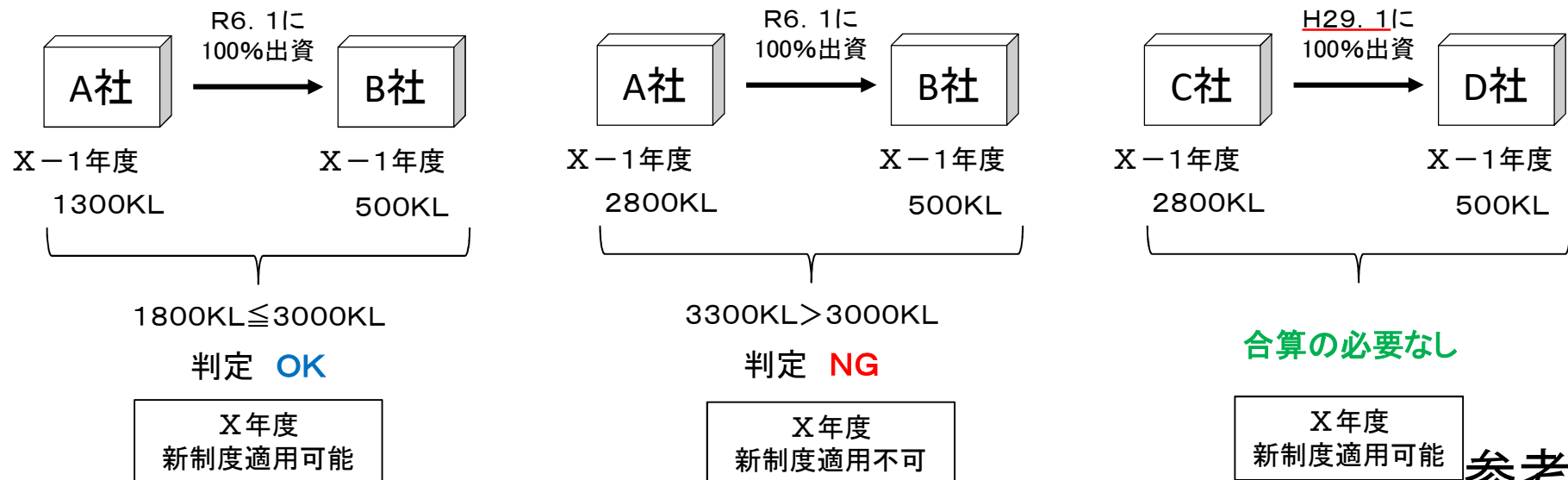
④



- 生産規模要件は、軽減税率適用年度の前年度（X-1年度）の総課税移出数量を3,000キロリットル（注）以下としており、これを超える承認酒類製造者は、軽減税率適用年度（X年度）の軽減措置の対象外となる。
（注）改正前は1万キロリットル。
- また、3,000キロリットル以下の判定は、軽減税率適用年度の前年度（X-1年度）の末日において、特例の適用を受けようとする者との間に完全支配関係がある酒類製造者の総課税移出数量を合算する（グループ合算）。

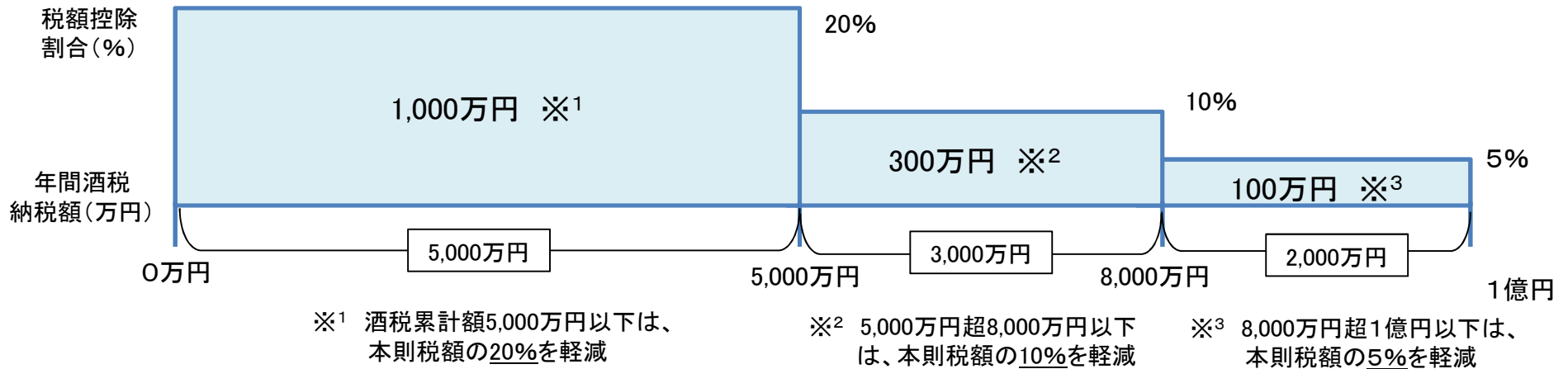
《グループ合算の事例》

- A社・B社の関係のように、R5年4月1日以後にB社は組織再編しA社と完全支配関係を有することになるため、グループ合算の対象となる。
⇒ A社の軽減税率適用年度の前年度（X-1年度）の総課税移出数量を合算してX年度に新制度が適用できるかどうかを判定。
- C社・D社の関係のように、令和5年3月31日以前の組織再編等により完全支配関係が成立している場合は、グループ合算を行わない。



- ① 新制度の軽減方式は、軽減税率適用年度（X年度）の酒税累計額の区分に応じて、軽減割合が決定される。具体的な軽減方式のイメージは図表①のとおり。
- ② また、軽減税率適用年度の前年度（X-1年度）の実績において、いずれかーの品目で一定の数量規模（前年度課税移出数量）の酒類を製造する者は、図表②赤字のとおり、軽減割合を減少する措置が講じられている（規模の大きさに着目した、いわゆる「特定品目要件」）。

<図表①: 前年度実績(X-1年度)において、いずれかーの品目の課税移出数量が400キロリットルを超えない酒類製造者のケース>



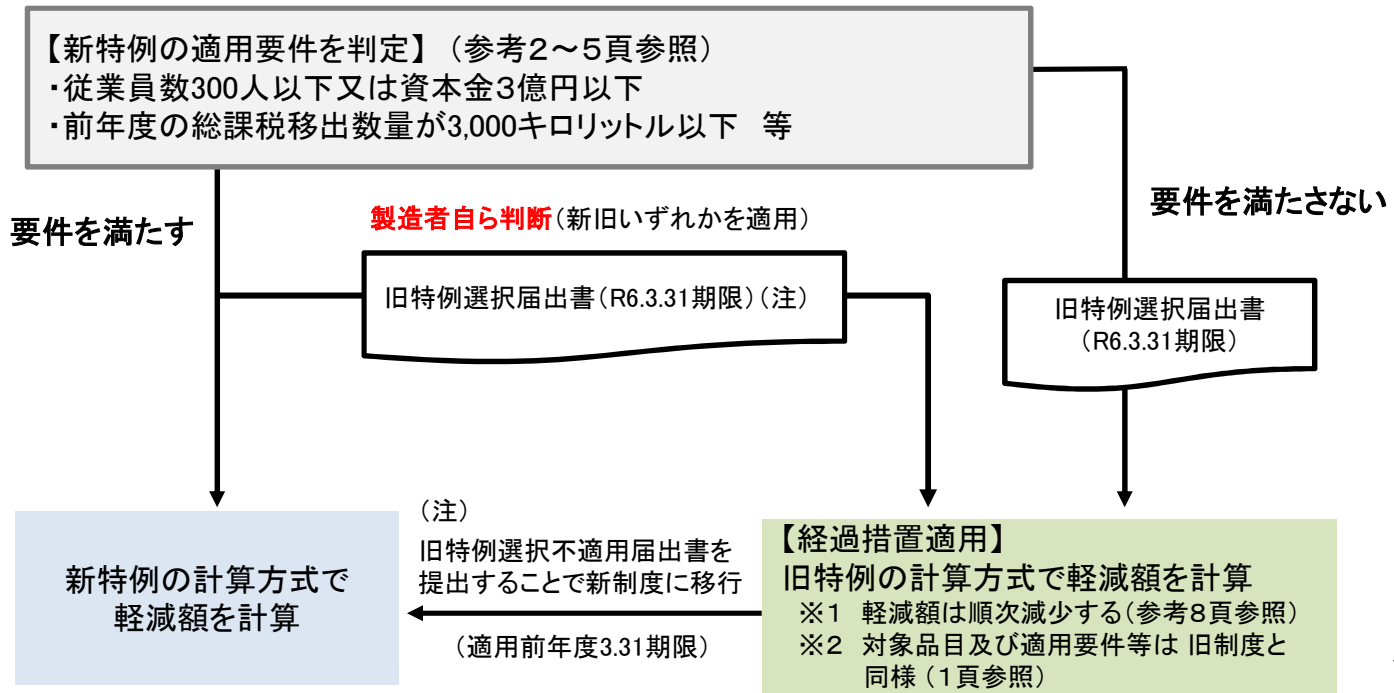
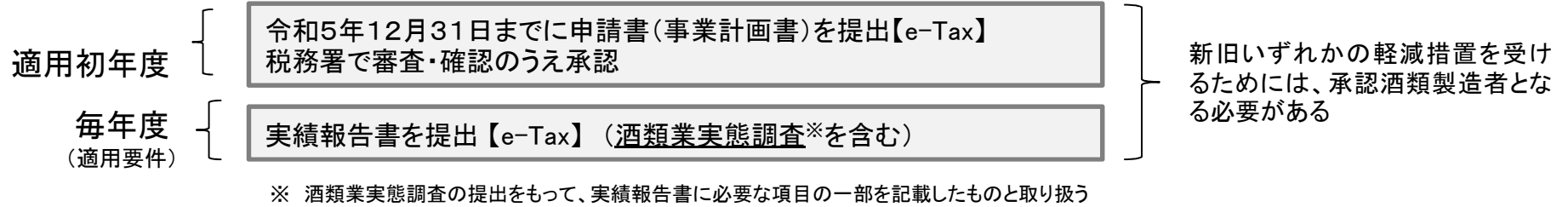
<図表②: 特定品目要件が適用される場合の軽減割合>

軽減税率適用年度（X年度）の酒税累計額の区分	本来の軽減割合	前年度実績（X-1年度）において、いずれかーの品目の課税移出数量が下記の数量の場合		
		400kℓ超1,000kℓ以下	1,000kℓ超1,300kℓ以下	1,300kℓ超
5,000万円以下	20%	15%	10%	5%
5,000万円超8,000万円以下	10%	7.5%	5%	2.5%
8,000万円超1億円以下	5%	3.75%	2.5%	1.25%

○ 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間は、激変緩和の観点から、新特例の適用を受けず、**旧特例の軽減額の計算方式**を適用できる経過措置が講じられている。この経過措置を受けるためには、**令和6年3月31日**までに**旧特例選択届出書**を提出するなど一定の要件を満たす**承認酒類製造者**※であることが必要。

※ この経過措置の適用を受けるためには、新特例と同様に**事業計画書・実績報告書の提出**が必要。

○ なお、旧特例に基づく計算方式で軽減額を計算する者が新特例の計算方式に移行したい場合には、**旧特例選択不適用届出書**を提出する必要がある（新特例の計算方式を選択した年度以降は、旧特例計算方式には戻れない）。



○ 中小特例の廃止に伴う経過措置（附則54条3項による旧租特法87条）

品目	軽減割合 (%)	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日	令和9年4月1日～ 令和10年3月31日	令和10年4月1日～ 令和11年3月31日
		軽減割合		軽減割合 (左記の9割の水準)	軽減割合 (左記の8割の水準)
清酒、連続式蒸留焼酎、 単式蒸留焼酎、果実酒 (その他の発泡性酒類に該当するものに限る)	20	20		18	16
果実酒 (その他の発泡性酒類に該当するものを除く)	26/90 (≒28.9)	26/90 (≒28.9)		23.4/90 (≒26)	20.8/90 (≒23.1)
合成清酒、発泡酒	10	10		9	8
上記品目において前年度課税移出数量が 1,000kl超1,300kl以下の場合	10	10		9	8
	5	5		4.5	4

○ 地ビール特例の廃止に伴う経過措置（附則55条3項による旧租特法87条の4）

品目	軽減割合 (%)	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日	令和9年4月1日～ 令和10年3月31日	令和10年4月1日～ 令和11年3月31日
		軽減割合		軽減割合 (左記の9割の水準)	軽減割合 (左記の8割の水準)
ビール	15	15		13.5	12
上記品目において前年度課税移出数量が 1,000kl超1,300kl以下の場合	7.5	7.5		6.75	6

○ 震災特例の廃止に伴う経過措置（附則63条3項による旧震災特例法43条）

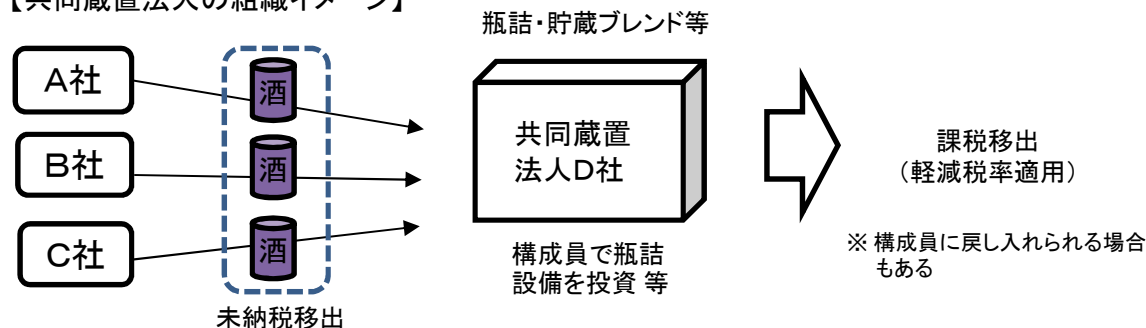
品目	軽減割合 (%)	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日	令和9年4月1日～ 令和10年3月31日	令和10年4月1日～ 令和11年3月31日
		軽減割合		軽減割合 (左記の9割の水準)	軽減割合 (左記の8割の水準)
旧租特法87条に規定する清酒等	6.25	6.25	6.25	5.625	5

- これまで、共同蔵置法人（下図のD社）が、他の酒類製造者（下図のA～C社）から未納税移入して瓶詰等を行った後に共同蔵置法人の蔵置場から課税移出した場合には、旧特例の適用が可能であった。
- しかし、新特例では、その対象を製造免許を有する酒類製造者に限定しているため、製造免許を有していない共同蔵置法人からの課税移出について引き続き税額の軽減が受けられるよう、経過措置が設けられている。

【共同蔵置法人の設立経緯】

共同蔵置法人は、酒類製造者が主となって組織する法人（製造免許を有しない）。
零細な酒類製造者が製造した酒類を瓶詰する装置や酒類の貯蔵施設を共同して利用することにより、コスト削減等を図ることを目的に組織されている。

【共同蔵置法人の組織イメージ】



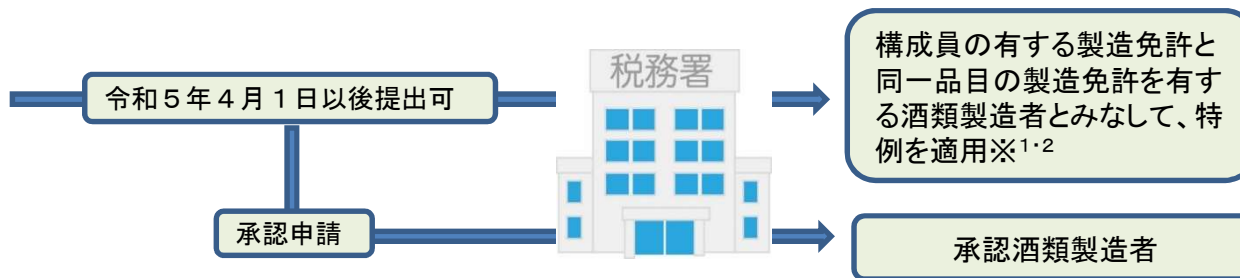
【経過措置の概要】



共同蔵置法人が本特例の適用を受ける旨の届出書を提出
(R6.3.31期限)

特例要件

- ・施行日前1年以内において酒税法28条(未納税移出)の適用実績があること等
- ・適用を受ける旨の届出書の提出

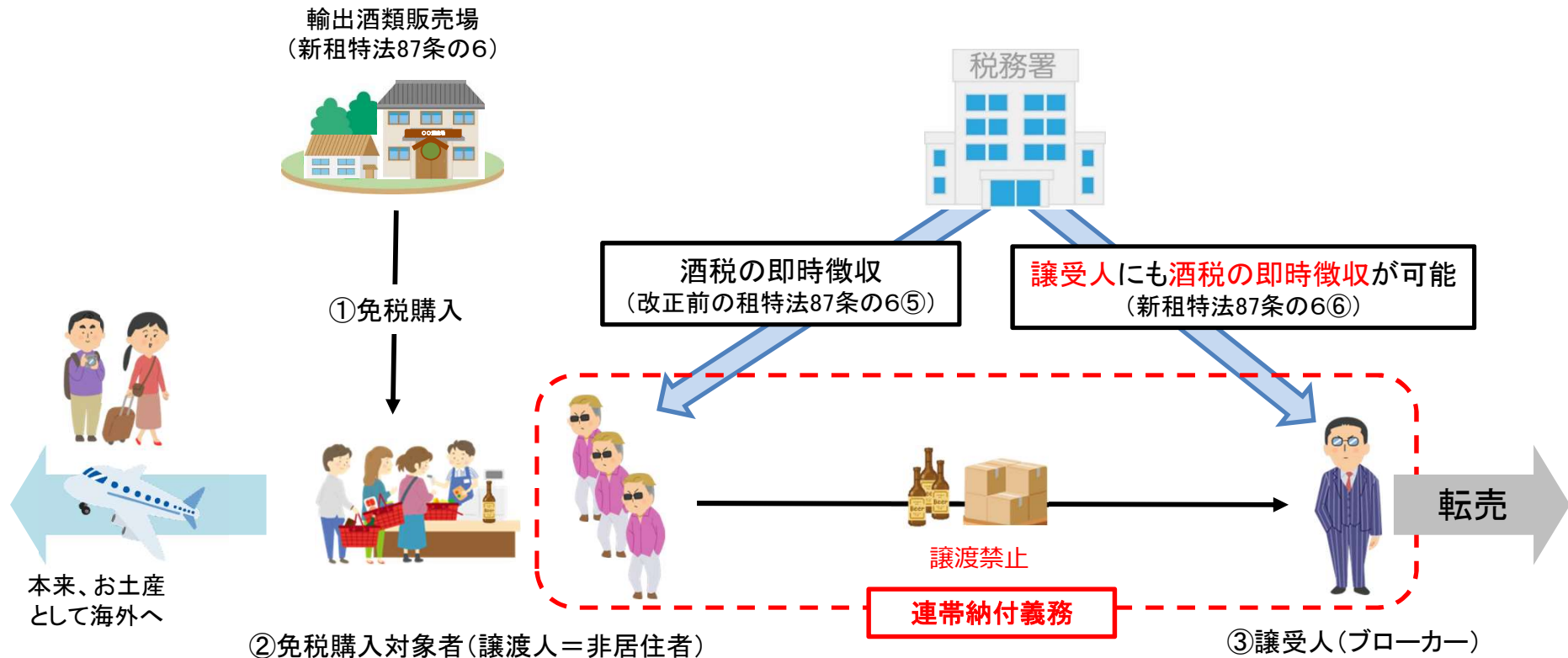


※¹ 軽減対象酒類は、施行日前の構成員から移入したものに限る

※² 令和6年3月31日までに旧特例選択届出書を提出していれば、旧制度の軽減措置も適用可(参考7頁)

※³ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間は旧特例の適用可

- 輸出物品販売場による免税販売手続が電子化され、購入記録情報をデータで把握することが可能となったことにより、国内における譲渡・横流しが疑われる多量・多額な免税販売の実態及びそれを企図する譲受人(ブローカー)の存在が明らかになってきた。
 - そこで、酒税の輸出酒類販売場制度において、免税購入(下図①)された酒類の譲渡人(下図②)が判明しているか否かにかかわらず、その譲受人(下図③)に対しても即時徴収を行うことができることとされた(消費税法並びの改正)。
- (注)令和5年5月1日以後に行われる酒類の移出に係る譲渡等について適用される。



酒税率の改正について(平成29年度改正)

区 分	税 率 (1ℓ当たり)			アルコール分 1度当たりの加算額
	～R5. 9	R5. 10～R8. 9	R8. 10～	
発 泡 性 酒 類	200,000円	181,000円		
発泡酒(麦芽比率25～50%未満)	167,125円	155,000円	155,000円	
" (麦芽比率25%未満)	134,250円	134,250円		
" (いわゆる「新ジャンル」)	—			—
その他の発泡性酒類 (いわゆる「新ジャンル」)	108,000円	—	—	
" (ホップ等を原料としない酒類)※	80,000円	80,000円	100,000円	
醸 造 酒 類	120,000円	100,000円	100,000円	
清 酒	110,000円	—	—	—
果 実 酒	90,000円	—	—	
蒸 留 酒 類	(アルコール分21度未満) 200,000円	200,000円	200,000円	(アルコール分21度以上) 10,000円
ウイスキー・ブランデー・スピリッツ	(アルコール分38度未満) 370,000円	370,000円	370,000円	(アルコール分38度以上) 10,000円
混 成 酒 類	(アルコール分21度未満) 200,000円	200,000円	200,000円	(アルコール分21度以上) 10,000円
合 成 清 酒	100,000円	100,000円	100,000円	—
みりん・雑酒(みりん類似)	20,000円	20,000円	20,000円	—
甘味果実酒・リキュール	(アルコール分13度未満) 120,000円	120,000円	120,000円	(アルコール分13度以上) 10,000円
粉 末 酒	390,000円	390,000円	390,000円	—

※ 発泡性酒類のうちその他の発泡性酒類の税率を適用できるアルコール分の制限は、令和8年10月1日から11度未満(現行:10度未満)となる。参考11

- 令和5年10月1日に酒税率が改正され、酒税率の引上げ又は引下げが実施される。
酒税率が改正される酒類に対しては、令和5年10月1日の午前0時時点で流通段階にある改正前の旧税率で課税済みの酒類に対して、新旧税率の差額を調整する手持品課税(戻し税)を実施。
 - 新税率の課税額と戻し税額を差し引きした結果、課税額が多い場合は追加納付、戻し税額が多い場合には還付の申告を令和5年10月31日までにを行うこととされている。
- (注)酒類の販売業者等の方は、**令和5年10月1日午前0時時点の対象酒類の在庫数量を確認**する必要がある。

